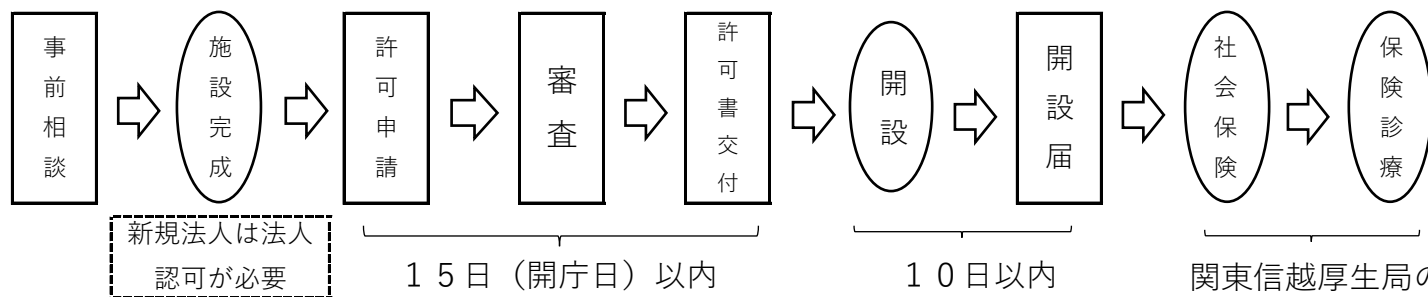


◆新規開設手続き流れ

（□が保健所での手続きです。）



- ※事前相談には、開設スケジュール（見込み）、平面図、提出書類等で準備可能なものをお持ちください。
- ※開設スケジュールは、厚生労働省関東信越厚生局東京事務所（03-6692-5119）の社会保険手続き等も考慮の上、余裕を持って、ご準備ください。（標準処理期間は15日（開庁日）です。）
- ※開設届は、開設後10日以内に届け出てください。後日、構造設備等の確認を行い、現地にて副本を交付いたします。
- ※医療法人の設立手続き等は、東京都保健医療局医療政策部医療安全課医療法人担当（03-5320-4426）へご相談ください。
- ※病床を設置する場合は、東京都保健医療局医療政策部医療安全課医務担当（03-5320-4431）へご相談ください。

◆開設許可申請 提出書類等

提出書類等	記載・添付上の注意
①開設許可申請書（医科と歯科は別様式）	診療所の名称は、近隣の診療所と類似しないよう、ご注意ください。
②申請手数料（19,000円）	申請時に現金で納付してください。
③定款又は寄付行為	許可を受けようとする施設が記載されていることを確認してください。法人による原本証明をしたものを提出してください。
④法人の登記事項証明書（※1）	許可を受けようとする施設が記載されていることを確認してください。発行後6ヶ月以内のものを添付してください。
⑤土地及び建物の登記事項証明書	発行後6ヶ月以内のものを添付してください。
⑥土地又は建物の賃貸借契約書の写し（賃借する場合のみ）	転貸による契約の場合は、所有者の承諾書を併せて添付してください。
⑦敷地の平面図	ビル内の診療所の場合は、利用する階全体の平面図
⑧敷地周囲の見取図	道路と建物の位置関係がわかるもの。
⑨建物の平面図	縮尺1/100以上、各部屋の用途を明示してください。
⑩エックス線診療室放射線防護図	平面図及び立面図、縮尺1/50（歯科は1/50又は1/25）、壁及び鉛の厚さの記載
⑪案内図	最寄の公共交通機関等からの案内図

申請書（①）及び添付書類（③から⑪）は、正副用に**2部**ご提出ください。申請書の副本は、許可書交付時に返却します。

※1 添付書類のうち、④、⑤の登記事項証明書は、原本1部と写し1部でかまいません。

※2 その他、提出や確認を追加して求める場合があります。

◆診療所開設届 提出書類等

（開設後、10日以内に届け出てください。）

提出書類等	記載・添付上の注意
①診療所（歯科診療所）開設届	
②管理者の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し	免許証等本証と照合しますので、 <u>本証</u> もお持ちください。臨床研修等修了登録証は、H16.4（歯科はH18.4）以降に免許取得の方が対象です。登録証交付申請は厚生労働省（臨床研修病院等の所在地を管轄する地方厚生局）が窓口です。
③管理者の職歴書	現住所、氏名、生年月日、最終学歴及び職歴を記載してください。職歴は、就職・退職を明確に記載し、最後の行は「〇〇診療所（今回開設した診療所）の管理者となる」で終わるようにしてください。（※3）
④診療に従事する医師、歯科医師の臨床研修等修了登録証の写し及び免許証の写し	免許証等本証と照合しますので、 <u>本証</u> もお持ちください。
⑤業務に従事する医療従事者の免許証の写し	免許証本証と照合しますので、 <u>本証</u> もお持ちください。

開設届（①）及び添付書類（②～⑤）は、正副用に**2部**ご提出ください。

※3 管理者が現に他の病院又は診療所に勤務している場合は、その施設の開設者の承諾書が必要となります。

上記の他、開設者が医療法人の場合は、管理者が医療法人の理事であることを示す書類（議事録等）が必要となります。（詳しくは、保健所にお問い合わせください。）

※4 その他、提出や確認を追加して求める場合があります。

◆エックス線装置備付届 提出書類等

（設置後、10日以内に届け出てください。）

提出書類等	記載・添付上の注意
①診療用エックス線装置備付届	
②エックス線診療室の平面図及び側面図	縮尺1/50（歯科は1/50又は1/25）、標識・ランプ等の記載 その他詳細は、①の診療用エックス線装置備付届の注意事項を参照してください。
③漏えい放射線測定結果報告書（写）	測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、ファントム、測定結果等 （測定結果は、測定後6か月以内のもの。）

備付届（①）及び添付書類（②、③）は、正副用に**2部**ご提出ください。